

《令和4年度 札幌市消防団入団促進広報事業》

企画・運營業務 公募型企画競争

提案説明書

令和4年6月

札幌市消防局

令和4年札幌市告示第2347号に基づく企画競争については、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 | 業務の名称

「令和4年度 札幌市消防団入団促進広報事業」企画・運營業務

2 | 契約の概要

(1) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者を受託者とする随意契約

(2) 告示日

令和4年6月13日（月）

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

3 | 業務の目的

仕様書のとおり

4 | 業務の内容

仕様書のとおり

ただし、ここに示す仕様書については、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書については、本市と契約候補者との協議により作成されるものであることに留意すること。

5 | 予算限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 | 企画提案に求める内容

(1) 基本的認識に関すること

札幌市消防団の概要や課題、前年度の事業結果等に関して基本的な認識を示すこと。

(2) 業務遂行能力に関すること

業務の計画性や執行体制、同様の業務実績等を具体的に示すこと。

(3) 令和4年度事業に関すること

ア 学生※向け広報素材の制作について

札幌市消防局が指定するロゴを使用することとし、統一感のあるデザインを制作すること。なお、ロゴの改編は認めない。

- ・ 入団者へのアンケート及び学生消防団員のアンケート結果を踏まえているか。
- ・ 消防団や消防団の活動の魅力が学生に伝わり、入団に繋がるような内容となっているか。
- ・ 札幌市学生消防団認証制度（以下、認証制度という。）について、分かりやすく、入団の動機付けになるような表現になっているか。
- ・ その他特筆すべき点について

※ 学生とは、大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生等を指す。

イ 広報の実施について

(ア) 学生を対象とした広報

- ・ 学生団員へのアンケート結果を踏まえ、上記アで制作した広報素材を活用した効果的な広報展開となっているか。なお、令和3年度に制作した広報素材を活用することも可能とする。

(イ) 女性や若者（20歳～30歳代）を主な対象とした広報

- ・ 入団者へのアンケート結果や前年度の事業結果、他事業の広報実績等を踏まえ、令和3年度に制作した広報素材を活用した効果的な広報展開となっているか。

ウ 事業所向けの広報素材の制作について

- ・ 消防団や消防団の活動について、更なる理解、協力を得られるような表現となっているか。
- ・ 札幌市消防団協力事業所表示制度について、分かりやすく、活用したくなるような内容となっているか。
- ・ 認証制度について、事業所の理解が深まるような内容となっているか。

1 資料の提供について

企画提案の参考として、以下の資料を札幌市公式ホームページに掲載する。

- (1) 消防団概要・・・・・・・・・・・・・・・・別添 1
- (2) 消防団概要(学生関係)・・・・・・・・別添 2
- (3) 消防団概要資料集・・・・・・・・別添 3
- (4) 令和3年度事業の取組内容・・・・・・・・別添 4
- (5) 令和3年の広報事業実施結果・・・・・・・・別添 5
- (6) 札幌市学生消防団活動認証制度概要・・・・・・・・別添 6
- (7) 札幌市消防団協力事業所表示制度概要・・・・・・・・別添 7
- (8) 令和3年度下半期入団者へのアンケート結果・・・・・・・・別添 8
- (9) 学生消防団員へのアンケート結果・・・・・・・・別添 9

資料掲載ページ（本告示ページに掲載している）

URL：<https://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku/keiyaku197.html>

2 ロゴについて

指定するロゴは右のとおり。（別添 10 参照）

なお、札幌市公式ホームページには、札幌市消防団に関する情報や指定ロゴを用いたデジタルリーフレットが掲載されているため、参考とすること。

指定ロゴ



札幌市公式ホームページ（消防団のページ）

URL：<https://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/dan/dan.html>

7 | 参加資格

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載され、かつ、以下のアからウまでの要件を満たした者であること。
 - ア 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
 - イ 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手續開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
 - ウ 札幌市競争入札参加資格審査等措置要領に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例 6 号）第 2 条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与がある者ではないこと。
- (4) 札幌市内に本社または営業所等の拠点を有する事業者であること。

8 | 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。なお、これによらない提出書類等は受理しない。（提出がなかったものとして扱う。）

- (1) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

札幌市公式ホームページ上でダウンロードすること。

- (2) 提出書類

下表のとおり

提出書類		必要部数	提出期限
ア	参加意向申出書（様式 1）	1 部	令和 4 年 6 月 21 日 (火)17 時 00 分必着
イ	札幌市競争入札参加資格認定通知書の写し	1 部	
ウ	企画提案者概要（様式 2）	1 部	令和 4 年 7 月 7 日 (木)12 時 00 分必着
エ	企画提案書 ※A 4 判両面（書式及び枚数は自由）とする。 ※企画提案にあたっては、本提案説明書及び仕様書の内容に沿って提案すること。	※	
オ	業務従事者等一覧（様式 3） 業務運営体制（様式 4） ※業務運営体制について、組織体制、担当業務、担当人員及び業務責任者の配置等を図示すること。		
カ	同種業務等履行実績（様式 5）		
キ	業務スケジュール（様式自由）		
ク	積算書（様式自由） ※積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額が契約額になるとは限らない。		
ケ	上記エからクの電子データ（DVD 等）		

※ 上表エ、オ、カ、キ、クの順番に編纂し、ひとまとめにしたものを15部（正本1部、副本14部）作成すること。なお、各書類の最初のページにインデックス等で書類名を明示すること。

(注) 提出期限を過ぎた場合、理由のいかんを問わず受理しない。

(3) 提出方法

各提出期限までに、下記17「問い合わせ先・提出先」へ郵送（書留）又は持参により提出すること。なお、持参による提出の場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く8時45分から17時15分までに行うこと。

(4) 留意事項

ア 提出書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 提出にあたっては、一式をクリップ等で留め、ステープラ（いわゆるホチキス）は使用しないこと。また、ページが複数になるときは、番号を記すなどして乱丁や落丁がないよう対策を講じること。

ウ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。

エ 提出のあった書類等は返却しない。

オ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

カ 審査の公平性を期すため、企画提案書の副本（14部）には、**事業者名が特定できる表現(会社名、ロゴ、個人名等)を一切記載してはならない。**

キ 上記の方法が守られていない場合、書類を受理しないことがあるので、細心の注意を払うこと。

(5) 参加辞退について

参加意向申出書の提出以降に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

9 | 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式7）により下記17「問い合わせ先・提出先」まで郵送、持参、又は電子メールにより提出すること。なお、電話や窓口による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和4年6月28日(火) 17時15分(必着)

(3) 回答

上記受付期限以降、質問者に対して回答するものとし、原則、質問と回答は札幌市公式ホームページ上で公表する。なお、質問及び回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。なお、受付期限内に到着しなかった質問書については回答しない。

10 | 参加資格の審査等

(1) 審査と通知

参加資格の審査を通過した者には、審査の結果をプレゼンテーション等の実施日時と併せて通知する。(通知の期日については下記13「スケジュール」を参照)

(2) 参加資格への申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、その理由等について申立てることができる。

(3) 参加資格の喪失

本件企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)において、次のいずれかに該当するときは、本件企画競争における提出書類は受け付けず、若しくは評価せず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

ア 提出書類に虚偽の記載をするなど、不正の行為をした者

イ 本提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった者

エ 本件企画競争の手続期間中に上記7に示す参加資格を有しないこととなった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他札幌市が不適切であると判断した場合

11 | 選定方法

本市職員及び外部の学識経験者等からなる「令和4年度札幌市消防団入団促進広報事業企画・運營業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選抜する。

(1) 審査の方法

ア 各企画提案者がプレゼンテーションを行い、実施委員会のヒアリングを実施する。（以下「プレゼン等」という。）このとき、別表の「評価項目及び評価基準表」（以下「評価基準表」という。）により評価を行い、この合計点数が一番高い1者を入選者として選抜する。

イ プレゼン等の出席者は参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼン等の実施時間は 30分程度（プレゼン（提案説明）20分、ヒアリング（質疑応答）10分）とする。ただし、企画提案者数に応じて変更することがある。

エ プレゼン等の実施順については、実施委員会が事前に決定する。

オ プレゼン等の際、企画提案者がパソコン等の電子機器を持ち込み、モニターへ画像等を表示することは可能とする。

ただし、事前にモニター等の動作確認を希望する場合は、審査前日までに下記17「問い合わせ先・提出先」へ申し出ること。

カ 企画提案者が1者の場合、評価基準表の評価点の合計点の実施委員会の定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

キ 実施委員会による採点と同点の場合は、評価項目3の評価点が一番高い者を入選とする。ただし、この場合においても同点であるときは、同点の者を対象にくじ引きを行い、その結果により入選者を決定する。

ク 審査の結果については、各企画提案者に対し書面にて通知する。

ケ 新型コロナウイルス感染症対策の状況により審査の方法を変更する場合は、別途通知する。

(2) 委託相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を契約候補者とし、契約候補者と具

体的な契約内容及び委託金額について協議したうえで、随意契約を行うものとする。

なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。(手続に関しては、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)による。)

また、入選者との協議が不調に終わった場合や下記ア～ウの事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ア 企画提案書等への虚偽の記載など、不正とみなされる行為が発覚した場合

イ 入選者が「参加資格」(上記7)を満たさなくなった場合

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったことが発覚した場合

12 | 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13 | スケジュール

企画提案の公募開始	令和4年6月13日(月)
参加意向申出書(様式1)提出期限	令和4年6月21日(火)
質問書(様式7)提出期限	令和4年6月28日(火)
企画提案書等提出期限 ※参加資格審査通過者のみ	令和4年7月7日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング (審査)	令和4年7月21日(木)

14 | 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手続及び費用については、企画提案者の負担と責任において行うこととする。

- (3) 企画提案者は、札幌市が本件企画競争の実施に必要なと認めるときは、本件企画競争の実施に必要な範囲で札幌市が企画案を複製することに許諾するものとする。
この場合において、札幌市はあらかじめ企画提案者に通知する。
- (4) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者がもつ著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- (5) 提出された企画案その他の企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

15 | 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

16 | その他の留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎた後の書類の訂正、追加又は差し替え等の変更は一切認めない。
- (3) 参加意向申出書（様式1）に記載された担当者は、札幌市が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

17 | 問い合わせ先・提出先（発注担当）

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

札幌市消防局総務部職員課厚生係（消防団担当） 久保田

電話 011-215-2020 Fax 011-281-0101

電子メールアドレス kosei.shobo@city.sapporo.jp

18 | 契約担当

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

札幌市消防局総務部施設管理課 施設係

電話 011-215-2030 Fax 011-271-0814

電子メールアドレス shisetsu.shobo@city.sappo.jp

【評価項目及び評価基準表】

評価基準点は、「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。なお、参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

No	評価項目	評価内容	係数	評価点
1	基本的認識	消防団の現状や前年度の事業結果を踏まえた企画内容が提案されているか。	1	5
2	業務遂行能力	業務遂行にあたり、適切な経歴を有し、事業を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。	1	5
3	広報素材の制作 (学生向け)	指定ロゴを有効活用し、統一感のあるデザインとなっているか。	1	55
		入団者へのアンケート及び学生消防団員のアンケート結果を踏まえた提案となっているか。	2	
		消防団や消防団活動の魅力が学生に伝わり、入団に繋がるような内容となっているか。	4	
		札幌市学生消防団認証制度について分かりやすく、入団の動機付けになるような表現になっているか。	2	
		提案の内容に、先進性、独自性、その他特筆すべき点があるか。	2	
4	広報の実施	学生消防団員へのアンケート結果を踏まえ、学生をターゲットとした効果的な広報展開となっているか。	2	20
		入団者へのアンケート結果や前年度の事業結果、他事業の広報実績等を踏まえ、女性や若者をメインターゲットとした効果的な広報展開となっているか。	2	
5	広報素材の制作 (事業所向け)	消防団や消防団の活動が、事業所に対してより理解、協力を得られるような表現となっているか。	2	30
		札幌市消防団協力事業所表示制度について分かりやすく、活用したくなるような内容となっているか。	2	
		札幌市学生消防団認証制度について事業所の理解が深まるような内容となっているか。	2	
6	実施結果	次年度以降の事業展開について提案する内容となっているか。	1	5
			合計	120